

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適當な語句を解答欄に記入せよ。
(3点)
- (1) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び□アに対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- (2) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、□イに基いて、法律でこれを定める。
- (3) すべて選挙における□ウは、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- (4) 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の□エ以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- (5) あらたに□オを課し、又は現行の□オを変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。
- (6) 内閣総理大臣は、内閣を代表して□カを国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。
2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(4点)
- (1) 外国人にも、権利の性質上適用可能な人権規定は及ぶのであるから、外国人に対しても入国の自由及び出国の自由は保障される。
- (2) 裁判所で審理中の事件の事実について、国会の議院が裁判所と異なる目的から、裁判所と並行して調査することは、司法権の独立を侵すものではない。
- (3) 学問の自由には、学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由も含む。
- (4) 衆議院が解散されたときには、参議院も同時に閉会となるが、参議院の総議員の四分の一以上の要求があった場合には、内閣は緊急集会を召集しなければならない。
- (5) 国務大臣は、その在任中は両議院の同意がなければ訴追されない。ただし、訴追の権利については制限されない。
- (6) 違憲立法審査権は、最高裁判所のみが有する。
- (7) 名誉を侵害された者の名誉の回復に適當な処分として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、加害者の倫理的な意思、良心の自由を侵害するものであるから、原則として認められない。
- (8) 憲法第93条にいう住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味し、同条の規定は在留外国人に対して地方公共団体における選挙権を保障したものということはできないから、在留外国人のうち永住者であつてその居住する地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至った者について、地方公共団体の長等に対する選挙権を付与する立法措置を講ずることは、憲法上認められているとはいえない。
3. 予算の審議及び議決に関する衆議院の優越について述べよ。
(3点)

2. 民法

1. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(8点)

- (1) 売主が目的物の引渡を遅滞している場合であっても、買主が代金を未だ支払わず供託もしていない場合には、売主は果実收取権を失わない。
- (2) 期限は債務者の利益のために定めたものと推定されるものであるから、債務者Bに年1割の利息で100万円を貸している債権者Aは、利息を不要とすることにより、Bに対して返済期限前に元本の返済を求めることができる。
- (3) 債務者が時効の利益を放棄した場合には、その効果は保証人や物上保証人にも及ぶ。
- (4) Aが死亡し、Bがその相続人となったが、Bは相続放棄も限定承認もしないまま2ヵ月後に死亡した。この場合、Bの相続人となったCは、Aの遺産の相続について放棄を行うことができる。
- (5) 不法の原因に基づき給付を行った者はその給付の返還を求めることができず、事後的に当事者間で給付したものと返還する合意が成立した場合であっても、その合意は無効である。
- (6) AはBの有する土地を賃借してその土地に建物を所有しており、CはAからその建物を賃借している。この場合において建物賃借人Cは、AのBに対する地代債務を弁済するにつき法律上の利益を有する。
- (7) ある土地が甲乙の二区画に分割され乙地が袋地となった。その後、甲地が乙地のための通路を開設しないまま譲渡された場合、乙地の所有者は甲地の新所有者に対して囲繞地通行権を主張することはできない。
- (8) AはBに対して100万円の債権を有するとともに同額の債務を有しており、相殺が可能な状態にあったが、Aが有する債権のみが消滅時効により消滅した。この場合には、Aは当該債権と債務を相殺することはできない。

2. 贈与契約における目的物についての贈与者の担保責任について述べよ。

(2点)

3. 商法

1. 次の文章は商法の条文である。□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。

(2点)

- (1) 本法に於て船舶とは□を為す目的を以て航海の用に供するものを謂ふ。
- (2) □は船長其他の船員が其職務を行ふに当たり故意又は過失に因りて他人に加へたる損害を賠償する責に任ず。
- (3) 共同海損は之に因りて保存することを得たる船舶又は積荷の価格と□の半額と共同海損たる損害の額との割合に応じて各利害関係人之を分担す。
- (4) 保険契約中に□を指定したるときと雖も□の変更は契約の効力に影響を及ぼさず。

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(7点)

- (1) 共同海損について生じた債権は、海損が発生した時から起算して1年で時効により消滅する。
- (2) 利害関係人が共同海損の分担額を支払った後に、船舶や積荷の一部を所有者が回復した場合には、回復した船舶や積荷の価額から救助料及び一部滅失または毀損により生じた損害額を控除した額を返還しなければならない。
- (3) 船長は、船舶の修繕費、救助料その他航海を継続するために必要な費用を支弁するため、積荷の全部または一部を売却することができるが、船舶に抵当権を設定することはできない。
- (4) 荷受人が共同海損の分担額を有する場合には、船長は、荷受人が分担額を支払うまでは、目的物を留置することができる。
- (5) 自力で航行する能力を有しない船などは、本法上の船舶には該当しない。
- (6) 海難救助において積荷と共に人命が救助された場合、人命の救助に従事した者も救助料を請求することができるが、人命を救助された者は救助料の支払義務を負わない。
- (7) 海上保険において、被保険者が保険委付をなす場合には保険者の同意を要する。

3. 船長の職務上の注意責任について述べよ。(1点)

4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる地を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置（都道府県名）を例にならって解答欄に記入せよ。 (5点)

(例) (8) 埼玉県

番号	(8)
名称	関東運輸局
位置	神奈川県

(1) 佐賀県 (2) 長野県 (3) 福島県 (4) 岡山県 (5) 三重県

2. 国土交通省の地方支分部局である地方運輸局において、次に掲げる事務を所管している内部組織を、○○部の形で解答欄に記入せよ。 (5点)

- (1) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (2) 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- (3) 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- (4) 油濁損害賠償保障契約に関すること。
- (5) 船員の教育及び養成に関すること。

5. 船 員 法

1. 次の文章中、[] に入れるべき適当な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (9点)

- (1) 船員は、[ア]を受有しなければならない。
- (2) [イ]を与るべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。
- (3) 船員の給料その他の報酬は、[ウ]の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。
- (4) [エ]は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。
- (5) 国土交通大臣は、所部の職員の中から[オ]を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。
- (6) 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを[カ]に示さなければならない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。
- (7) 船舶所有者は、年齢[キ]年末満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。
- (8) 妊産婦の船員の一日当たりの労働時間は、[ク]時間以内とする。
- (9) 船舶の存否が[ケ]箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。 (5点)

- (1) 船員法で、職員とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、部員とは、職員以外の海員をいう。
- (2) 船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから五年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。
- (3) 懲戒は、上陸禁止及び戒告の二種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて二十日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。
- (4) 船舶が外国の港にあるときは、労働関係に関する争議行為は一切禁止されている。
- (5) 船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理人に対し無償で証明を請求することができる。

3. 雇入契約の公認を申請する際に提示する書類を3つ記せ。 (3点)

4. 海員が船長の命令により従事する作業のうち、労働時間の適用がされないものを3つ記せ。 (3点)

6. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 次の文章中の [] に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各 1 点)

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、[ア]として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の[イ]を図ることを目的とする。
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶[ウ]に、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。
- (3) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に基づく船舶職員乗組み基準特例許可申請書は、[エ]を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- (4) 海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状及び操縦免許証の有効期間が満了する日以前[オ]以内に、申請書類を提出しなければならない。
- (5) 二以上の海技免状の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も[カ]到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができます。
- (6) 海技試験を受験する際の乗船履歴として認めない履歴は、[キ]歳に達するまでの履歴等である。
- (7) 海技士は、本籍の都道府県名若しくは[ク]に変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は海技免状の訂正を申請しなければならない。

2. 次の文章中の [] に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各 1 点)

海技試験(航海)を申請する者は、海技試験申請書に写真[ア]枚及び以下の(1)～(9)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) [イ]若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある[ウ]の写し
- (2) 海技士又は小型船舶操縦士にあっては、海技免状又は[エ]の写し
- (3) 学校卒業(修了)者に対する[オ]の特例を受ける者にあっては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書
- (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条の規定による乗船履歴の証明書
- (5) 医師により試験開始期日前[カ]以内に受けた検査の結果を記載した海技士身体検査証明書
- (6) 身体検査の省略を受けようとする者にあっては、身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書
- (7) 筆記試験に合格している者にあっては、筆記試験合格証明書
- (8) 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあっては、筆記試験科目免除証明書
- (9) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第55条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあっては、船舶職員養成施設の発行する修了証明書

3. 六級海技士(航海)の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならない免許講習の課程を3つあげよ。(各 1 点)

4. 五級海技士(航海)の試験を受けるには、総トン数10トン以上の船舶に乗り組み3年以上船舶の運航に携わった履歴、又は、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士(航海)の資格で船長又は航海士として1年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、

- ① 総トン数17トンの船舶に乗り組み、2年4ヶ月船舶の運航に携わった履歴と、
- ② 総トン数46トンの船舶に、六級海技士(航海)の資格で、一等航海士として3ヶ月乗り組んだ履歴

の2つの異なる乗船履歴を有する者の場合

- (1) この者は、五級海技士(航海)の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。(1点)
- (2) その理由を述べよ。(2点)

7. 海上運送法

1. 次の文章中 内に入るべき適当な語句を解答欄に記入せよ。 (6 点)

- (1) この法律において、「海上運送事業」とは、船舶運航事業、、海運仲立業及び海運代理店業をいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款をしなければならない。
- (3) 国土交通大臣は、運航管理者がウに違反する等によりその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。
- (4) 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他エを阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。
- 1 運賃の上限を変更すること。
 - 2 運送約款を変更すること。
 - 3 事業計画を変更すること。
 - 4 オを変更すること。
- (5) 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣のカを受けなければならない。

2. 次の文章の内容について、正しいものに○を、誤っているものに×を、それぞれ解答欄に記入せよ。 (4 点)

- (1) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める手続により、運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあっては、国土交通省令の定める手続により、事業ごとに、その事業の開始の日の 30 日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- (3) 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日の 30 日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (4) 海上運送法第 16 条（事業の停止及び許可の取消し）の規定は、人の運送をする不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く）についても準用されている。

8. 港湾運送事業法

1. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の「特定港湾」とは、東京、横浜、清水、名古屋、四日市、大阪、神戸、閨門、博多の9港である。
- (2) 港湾運送事業者は、特定の利用者に対して差別的な取扱をしてはいけないことに加えて、ごく限られた場合を除いて港湾運送を拒絶してはならない。
- (3) 港湾運送事業者は、利用者に対して、収受した運賃及び料金の割戻をしてはいけない。
- (4) 特定港湾において検数事業、鑑定事業又は検量事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 港湾運送事業者は、事業計画に記載した船舶、はしけ又は引船の船名を変更しようとする場合、当該事業計画を変更しなければならないが、当該変更は国土交通大臣の認可を受ける必要はなく、遅滞なく届け出ればよい。

2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。□内に入れるべき語句を下欄の語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 一般港湾運送事業者は、原則として各月中に引き受けた貨物量の□ア□以上を自ら行わなければならない。
- (2) □イ□は、公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、かつ、自発的に当該業務を行う者がいる場合には、港湾運送事業者を指定して、貨物の取扱を命ずることができる。
- (3) 港湾運送事業の免許又は許可を取り消された者は、その取消しの日から□ウ□を経過しなければ、新たに港湾運送事業の免許又は許可を受けることができない。
- (4) □エ□事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明を行う事業である等が記載される。
- (5) 一般港湾運送事業の免許又は許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣の□オ□を受けなければならない。

語 群

- | | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|------|------|
| ①内閣総理大臣 | ②国土交通大臣 | ③港湾管理者 | ④国務大臣 | ⑤70% | ⑥75% |
| ⑦80% | ⑧検数 | ⑨鑑定 | ⑩検量 | ⑪許可 | ⑫認可 |
| ⑬承認 | ⑭1年 | ⑮3年 | ⑯5年 | | |

9. 港則法

1. 港則法に関する次の文章中、□内に入れるべき適当な語句を回答欄に記入せよ。
(3点)

- (1) 港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の□ア□を図ることを目的とする。
- (2) □イ□区域を航行区域とする日本船舶は、特定港内に入港したときに、入港届を港長に提出することを要しない。
- (3) 特定港内に停泊する船舶は、命令の定めるところにより、各々そのトン数又は□ウ□の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2. 港則法に関する次の(1)～(3)文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を回答欄に記入せよ。
(3点)

- (1) 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、港長に届け出なければならない。
- (2) 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長に届け出なければならない。
- (3) 特定港以外の法適用港において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長に届け出なければならない。

3. 港則法に関する次の(1)～(4)の文章のうち、許可を必要とするものにはAを、届出を必要とするものにはBを、許可も届出も必要としないものにはCを回答欄に記入せよ。
(4点)

- (1) 特定港の境界付近における危険物の運搬
- (2) 特定港内における端艇競争その他の行事
- (3) 特定港以外の法適用港の港域内での工事
- (4) 特定港以外の法適用港の港域内での船舶の進水

10. 海上交通安全法

1. 海上交通安全法に関する次の文章中、□内に入るべき適当な語句又は数字を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海上交通安全法は、□ア、伊勢湾及び□イの3つの海域に適用される。
- (2) 海上交通安全法は、□アに浦賀水道航路及び中ノ瀬航路を、伊勢湾に□ウ航路を、□イに明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、□エ航路及び水島航路を定めている。
- (3) 航路を航行する義務のある船舶は、長さが□オメートル以上の船舶である。

2. 海上交通安全法に関する次の文章中、□内に入るべき適当な語句又は数字を下欄から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 巨大船の船長は、航路を航行しようとするときは、航路外から航路に入ろうとする日の□アまでに、当該船舶の名称その他の事項を□イの長に対して通報しなければならない。
- (2) □ウ又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者は、当該行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- (3) 海上保安庁長官は、工事又は作業の実施等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、□エにより、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。
- (4) ばら積みの引火性液体類を積載している総トン数□オ以上の船舶は、海上交通安全法上、危険物積載船に該当する。

- | | | |
|----------|----------|------------|
| ① 3時間前 | ② 24時間前 | ③ 前日正午 |
| ④ 地方運輸局 | ⑤ 地方整備局 | ⑥ 海上交通センター |
| ⑦ 特定港 | ⑧ 航路 | ⑨ 特定水域 |
| ⑩ 国土交通省令 | ⑪ 政令 | ⑫ 告示 |
| ⑬ 300トン | ⑭ 1000トン | ⑮ 25000トン |

11. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中 [] にあてはまる語句を下の語群の中から 1 つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5 点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を [] に届け出なければならない。
- (2) 船舶所有者は、船舶を廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について [] の登録を受けなければならない。
- (3) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して [] 以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- (4) 海洋施設の設置の届出をした者は、その届出に係る事項について変更があったときは、遅延なく、国土交通省令で定めるところにより、 [] に届け出なければならない。
- (5) 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書を [] に提出しなければならない。

- | | | |
|---|---|---|
| (1) (イ) 国土交通大臣
(ロ) 環境大臣
(ハ) 海上保安庁長官 | (3) (イ) 十日
(ロ) 二十日
(ハ) 三十日 | (5) (イ) 国土交通大臣
(ロ) 海上保安庁長官
(ハ) 地方運輸局長 |
| (2) (イ) 国土交通大臣
(ロ) 海上保安庁長官
(ハ) 地方運輸局長 | (4) (イ) 国土交通大臣
(ロ) 海上保安庁長官
(ハ) 地方運輸局長 | |

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5 点)

- (1) 海洋汚染防止証書の有効期間は、三年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。
- (2) 海洋汚染防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船長は、海洋汚染防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。
- (3) 最大径10メートル以上の大さきの船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が、政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- (4) 廃棄物排出船の登録を受けた船舶について、登録申請書の登録事項の変更の届け出をしようとする者は、その変更のあった日から六十日以内に、その変更前の登録に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に、変更の届出書を提出しなければならない。
- (5) 船舶所有者は、海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染防止証書等書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

12. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。□に入る適当な語句を回答欄に記入せよ。
(10点)

(1) 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

日本ノア又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶、日本イノ所有ニ属スル船舶、日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本イナルモノノ所有ニ属スル船舶、前号ニ掲タル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本イナルモノノ所有ニ属スル船舶

(2) 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁)ニ提出シ其検認ヲ受クルコトヲ要ス、期日ハ船舶国籍証書ノ交付ヲ受ケタル日又ハ船舶国籍証書ニ付前回ノ検認ヲ受ケタル日ヨリ総トン数百トン以上ノ鋼製船舶ニ在リテハウ年ヲ総トン数百トン未満ノ鋼製船舶ニ在リテハエ年ヲ木製船舶ニ在リテハオ年ヲ経過シタル後タルコトヲ要ス

(3) 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、カセラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲキシ若クハ第二十条ニ掲タル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カクヶ月間分明ナラサルトキ亦同シ

(4) 登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハケハ其事実ヲ知リタル日ヨリコ内ニ変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス

2. 次の文章は、船舶法体系について記載した内容であるが、正しいものには○を、誤っているものには×を回答欄に記入せよ。

(10点)

(1) 船舶法第1条各号の要件を満たす船舶を海外で購入した場合は、購入した場所を船籍港と定め、最寄りの日本の領事に総トン数の測度を申請しなければならない。

(2) 日本船舶を取得した者は、船籍港を管轄する管海官庁で船舶の登録を行った後、船舶原簿の謄本を受け船籍港を管轄する登記所で船舶の登記を行う。

(3) 日本船舶は、法令に特別の定めがなければ船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付を受けなければ日本の国旗を掲げ又は航行してはならない。

(4) 船舶国籍証書に記載した事項に変更が生じた場合、船舶所有者は登録の変更をすれば船舶国籍証書の書換をしなくともよい。

(5) 船舶所有者が変更したときは、船籍港を管轄する管海官庁で所有者の変更の登録を行い、船舶原簿の謄本を受け、船籍港を管轄する登記所で船舶の登記を行わなければならない。

(6) 船舶国籍証書が毀損したとき、又は滅失したときは、船舶所有者は船籍港を管轄する管海官庁へ船舶国籍証書の書換又は再交付の申請をする。

(7) 仮船舶国籍証書に記載した事項に変更が生じた場合、交付後6カ月以内であって、日本国内で航行するのであれば書換は要しない。

(8) 信号符字は総トン数100トン以上の船舶には必ず点附しなければならない。

(9) A管海官庁の管轄区域内に船籍港を定めている船舶の船籍港を、B管海官庁の管轄区域内に変更する場合には、A管海官庁に変更の登録を申請する。

(10) 船舶の修繕を行い総トン数に変更が生じたときは、船舶所有者は船籍港を管轄する管海官庁に船舶の総トン数の改測を申請しなければならない。

13. 船舶安全法

1. 次の文章は、船舶安全法の条文又は船舶安全法に関する文章である。□内に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) □ア □ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル□イ
ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) 船舶検査証書ノ有効期間ハ□ウ □トス但シ旅客船ヲ除キ□エ □ヲ航行区域トスル船
舶又ハ□オ □ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ六年トス
- (3) 管海官庁は□カ □検査に合格した船舶に対してその航行区域等を定め船舶検査証書
及び□キ □(小型船舶に限る。)を交付する。
- (4) 本法施行地において製造する長さ□ク □メートル以上の船舶の□ケ □は、□コ □に
着手したときから製造検査を受けなければならない。

2. 次の文章は、船舶安全法に関する文章である。□内に入れるべき語句を下欄の語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 小型船舶とは□ア □の船舶をいう。
- (2) 船舶安全法に基づき、小型船舶に関する検査事務は□イ □が行う。
- (3) 旅客船とは□ウ □を超える旅客定員を有する船舶をいう。
- (4) 船舶検査証書には、航行上の条件として航行区域(漁船にあっては□エ □)等が記載される。
- (5) 管海官庁は□オ □に合格した船舶に対して臨時航行許可証を交付する。
- (6) □カ □は、危険物を運送する場合は、危険物運送船適合証を船内に備えておかなければならない。
- (7) 管海官庁は船舶検査証書の書換えの申請があった場合において、その変更が臨時的なものであるときは、書換えに代えて□キ □を交付する。
- (8) 船舶安全法第5条による検査(定期検査等)は□ク □を管轄する管海官庁が行う。
- (9) 漁船の最大とう載人員は船員及び□ケ □の別に漁船特殊規程等の定めるところによる。
- (10) 整備認定事業場において、整備規程に従い整備されたことを確認した物件については、その後□コ □以内に行う定期検査又は中間検査において当該確認に係る事項が省略される。

語群

- ①総トン数20トン未満 ②長さ24メートル未満 ③6人 ④12人 ⑤日本舶用品検定協会
⑥日本小型船舶検査機構 ⑦臨時許可証 ⑧臨時変更証 ⑨船舶所有者 ⑩船長
⑪その他の乗船者 ⑫漁業従事者 ⑬30日 ⑭40日 ⑮船籍港 ⑯船舶の所在地
⑰臨時航行検査 ⑱航行許可検査 ⑲就業水域 ⑳従業制限

14. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したものであるが、
□内に入るべき適当な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) □アは、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる□イの場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (2) □ウは、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (3) □エは、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の□オを表すための指標として用いられる指標とする。
- (4) □カは、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として□キに従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (5) □クは、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、その□ケを申請することができる。
- (6) この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口に□コ閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 國際総トン数 | 2. 総トン数 | 3. 純トン数 | 4. 載貨重量トン数 |
| 5. 責任トン数 | 6. 閉囲場所内 | 7. 船舶内 | 8. 貨物積載場所内 |
| 9. 満載喫水線 | 10. 最大貨物量 | 11. 最大積載量 | 12. 国内航海 |
| 13. 國際航海 | 14. 国内航路 | 15. 国際航路 | 16. 運航管理者 |
| 17. 船舶所有者 | 18. 代表取締役 | 19. 書換 | 20. 修正交付 |
| 21. 再交付 | 22. 新規交付 | 23. 気密 | 24. 水密 |
| 25. 風雨密 | | | |

15. 造船法

次の文章の [] に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 造船法は、造船技術の [ア] を図り、あわせて造船に関する事業の [イ] な運営を期することを目的とする。
- (2) 造船法の規定に基づく許可を受けている鋼製の船舶を製造することができる総トン数1,000トンの造船台を所有する者が、新たに鋼製の船舶を修繕することができる総トン数1,000トンの造船台を備えようとするときは、設備の [ウ] 許可を受けなければならない。
- (3) 国土交通大臣は、造船法第3条の2第1項各号に掲げる基準に [エ] する申請があったときは、同法第2条第1項又は第3条第1項の許可をしなければならない。
- (4) 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から [オ] 以内に、その施設の概要及び [カ] を届け出なければならない。
- (5) 造船法第2条第1項の施設を所有し、又は借り受けている者は、当該施設に備える造船法施行規則第2条各号に掲げる設備を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ [キ] 報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (6) 鋼製の船舶の製造又は修繕の事業を営んでいる者であって、造船法第2条第1項の施設を所有し、又は借り受けているものは、毎年5月15日及び11月15日までに [ク] 報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (7) 造船法第2条第1項に規定する国土交通大臣の許可権限のうち、平均潮高時ににおける [ケ] の長さが85メートル未満の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平たん部の長さが85メートル未満のドックを備える施設に係る許可権限は、所轄地方運輸局長に [コ] されている。

1. 憲法 解答用紙

1.

ア	イ	ウ
幸福追求	地方自治の本旨	投票の秘密
エ	オ	カ
三分の二	租税	議案

2.

(1)	(2)	(3)	(4)
×	○	○	×
(5)	(6)	(7)	(8)
×	×	×	×

3.

予算はさきに衆議院に提出しなければならず、また、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に両院協議会を開いても意見が一致しないとき、または参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

2. 民法 模範解答

1.

(1)	(2)	(3)	(4)
○	×	×	○
(5)	(6)	(7)	(8)
×	○	×	×

2.

贈与者は原則として担保責任を負わないが、目的物の瑕疵や欠缺を知りながら受贈者に告げなかつた場合には担保責任を負う。また、負担付贈与の場合においては、売買契約における売主と同様の担保責任を負う。

3. 商法 模範解答

1.

ア	イ	ウ
商行為	船舶所有者	運送賃
工		
船長		

2.

(1)	(2)	(3)	(4)
×	○	×	○
(5)	(6)	(7)	
×	○	×	

3.

船長は、職務を行うにあたり注意を怠らなかつたことを証明しなければ船舶所有者、傭船者、荷送人その他の利害関係人に対して損害賠償の責任を免れることができず、また、船舶所有者の指図に従つたときであつても、船舶所有者以外の者に対しては損害賠償責任を負う。

4. 国土交通省設置法 模範解答

1.

番号	(1)	(2)	(3)
名称	九州運輸局	北陸信越運輸局	東北運輸局
位置	福岡県	新潟県	宮城県

番号	(4)	(5)
名称	中国運輸局	中部運輸局
位置	広島県	愛知県

2.

(1)	海事振興部
(2)	海上安全環境部
(3)	海事振興部

(4)	海事振興部
(5)	海事振興部

5. 船員法 模範解答

1.

ア	イ	ウ
船員手帳 (法第50条)	有給休暇 (法第77条1項)	船員労働 (法第52条)
工	オ	力
国土交通大臣 (法第99条第1項)	船員労務官 (法第105条)	海員 (法第36条)
キ	ク	ケ
15 (法第85条第1項)	8 (法第88条の2の2第1項)	1 (法第39条第2項)

注: () の条項は参考までに記したもの。

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	×	×	○	○

解説

- (1) 法第3条の規定の通り。
- (2) 施行規則第35条第1項。有効期間は十年間である。
- (3) 法第23条。上陸禁止の期間は、初日を含めて十日以内である。
- (4) 法第30条の規定の通り。
- (5) 法第119条の規定の通り。

3. ① 海員名簿

② 船員手帳

③ 海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書を受有することを要する船員については、海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書

(則第19条) (1問1点・計3点)

4. ① 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

② 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

③ 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(法第68条) (1問1点・計3点)

6. 船舶職員及び小型船舶操縦者法 模範解答

1.	ア 船舶職員	イ 安全	ウ 管理人	エ 船舶所有者の 住所（地）
	オ 1年	カ 早く	キ 15	ク 氏名
2.	ア 2	イ 戸籍抄本	ウ 住民票	エ 操縦免許証
	オ 才	カ 住民票	キ 操縦免許証	ク 乗船履歴
3.		・レーダー観測者講習 ・救命講習 ・消火講習		
4. (1)	<input type="checkbox"/>	(2)	法施行規則では、異なる乗船履歴の合算について規定されており、必要な乗船期間に達しない2以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれの種類の乗船履歴に必要な最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。設問の事例についてこの規定を適用すると、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士の資格で船長又は航海士として乗り組んだ履歴（種類①の履歴とする）3ヶ月は、総トン数10トン以上の船舶に乗り組みその運航に携わった履歴（種類②の履歴とする）9ヶ月に換算されるので（3月×種類②の履歴で必要な最低乗船履歴3年／種類①の履歴で必要な最低乗船履歴1年）、当該事例の2つの履歴は通算の結果種類②の履歴3年1ヶ月となり、五級海技士（航海）の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有していることがわかる。	

※乗船履歴の合算の規定に言及・・・1点

当該規定の合算方法を設問の事例に正しく適用していることが明らか・・・1点

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第31条）

7. 海上運送法 模範解答

1.

ア
船舶貸渡業

イ
公示

ウ
運航管理規程

エ
公共の利益

オ
船舶運航計画

カ
許可

2.

(1)
×

(2)
×

(3)
×

(4)
×

8. 港湾運送事業法 模範解答

1.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×	○	○	×	○

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ア	イ	ウ	エ	オ
⑤	②	⑯	⑧	⑫

9. 港則法 模範解答

1.

ア	イ
整とん (整頓)	平 水
ウ	
積 載 物	

2.

(1)	(2)	(3)
○	×	×

3.

(1)	(2)	(3)
A	A	A
(4)		
C		

10. 海上交通安全法 模範解答

1.

ア	イ
東京湾	瀬戸内海
ウ	エ
伊良湖水道	来島海峡
オ	
50	

2.

ア	イ	ウ	エ	オ
③	⑥	⑧	⑫	⑭

11. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 模範解答

1.

(1)	(2)	(3)
イ	口	ハ

(4)	(5)
口	ハ

2.

(1)
×

(2)
×

(3)
×

(4)
×

(5)
○

12. 船舶法 模範解答

1.

ア	イ	ウ	エ	オ
官 庁	国 民	四	二	一

カ	キ	ク	ケ	コ
解 撤	喪 失	三	船舶所有者	二 週 間

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×	×	○	×	×

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	×	○	○	○

13. 船舶安全法 模範解答

1.

(1)

ア	イ
日本船舶	施設

(2)

ウ	エ	オ
五年	平水区域	小型船舶

(3)

カ	キ
定期	船舶検査済票

(4)

ク	ケ	コ
30	製造者	製造

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ア	イ	ウ	エ	オ
①	⑥	④	②〇	⑯

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
カ	キ	ク	ケ	コ
⑩	⑧	⑯	⑪	⑬

14. 船舶のトン数の測度に関する法律 模範解答

1.

(1)

ア	イ
3	7

(2)

ウ
2

(3)

エ	オ
4	11

(4)

カ	キ
1	13

(5)

ク	ケ
17	21

(6)

コ
25

15. 造船法 模範解答

ア	イ	ウ
向上	円滑	新設

エ	オ	カ
適合	2ヶ月	事業計画

キ	ク	ケ
設備使用廃止	生産状況	陸上耐圧部

コ
委任

平成15年海事代理士口述試験問題及び模範解答

注意：口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

船舶法

凡例：「法」とは、船舶法をいう。

「則」とは、船舶法施行細則をいう。

「登則」とは、船舶登記規則をいう。

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手続きについて
(法4、5条 則3、12、12ノ2、17、30条 登則14～16条)

解答例

船舶所有者は、船籍港を定め、

船籍港を管轄する管海官庁に

当該船舶の総トン数の測度申請を行う(測度実施 船舶件名書謄本等交付)

船舶所有者は、船籍港を管轄する登記所に

船舶件名書謄本等の必要書類を添付して

当該船舶の所有権の保存登記申請を行う(登記 登記済証交付)

船舶所有者は、船籍港を管轄する管海官庁に

船舶登記簿謄本を添えて

当該船舶の新規登録申請を行う。

船籍港を管轄する管海官庁は、船舶原簿に登録をなし、
船舶国籍証書を交付する。

問 日本船舶の国籍要件について(法1条)

解答例

官公庁船(国又は地方公共団体の所有する船舶)

日本人の所有する船舶

日本の法令で設立された会社(株式会社、有限会社、合資会社及び合名会社)
であって、当該会社の代表者(代表取締役)の全員及び業務を執行する役員(代表取締役を含む取締役)の3分の2以上の者が日本人である者の所有する船舶

日本の法令で設立された法人(会社を除く。)であって、当該法人の代表者の全

員が日本人である者の所有する船舶

問 船舶の総トン数に変更があった場合における登記・登録の手続きについて
(法9、10、11条 則24、31、35条 登則21、21ノ2)

解答例

船舶所有者は、
船籍港を管轄する管海官庁に
総トン数の改測申請を行う(改測 变更事項通知書)
(改測の後)変更登録申請を行う
変更登録申請と同時に
船舶国籍証書書換申請を行う(変更登録・証書交付)
(書換前の)船舶国籍証書の返還

船舶所有者は、船籍港を管轄する登記所に
船舶原簿謄(抄)本を添付して
船舶の表示変更登記申請を行う(変更登記)

問 仮船舶国籍証書の交付が受けられる場合について
(法13、15、16条)

解答例

外国の港に碇泊中、船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又は船舶国籍証書の記載事項に変更があった場合。
外国に航行する途中において、上記の事由が生じた場合。
日本国内において、船籍港以外の地で船舶を取得した場合。
外国において船舶を取得した場合。

問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について
(法5条ノ2)

解答例

船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から(前回検認を受けた日の翌日から起算して)
以下の期間の経過後の国土交通大臣が指定した日
総トン数100トン以上の鋼製船 4年
総トン数100トン未満の鋼製船 2年
木製船 1年

問 船籍港を変更した場合における登記・登録の手続きについて
(法10、11条 則20、31、35条 登則21条、21条ノ2)

解答例

船舶所有者は

変更前の船籍港を管轄する管海官庁に
変更登録申請を行う。
変更登録申請と同時に
船舶国籍証書書換申請を行う（変更登録・証書交付）
(書換前の)船舶国籍証書を返還

船舶所有者は、変更前の船籍港を管轄する登記所に
船舶原簿謄（抄）本を添えて
船舶の表示（表題部）変更の登記申請を行う。

問 船舶国籍証書の書換又は再交付が必要となる場合について
(法 11、12 条 則 33 条)

解答例

(船舶国籍証書の書換について)

船舶国籍証書の記載事項に変更を生じた場合…船舶所有者は、変更の事実を知った日から 2 週間以内に船籍港を管轄する管海官庁に書換申請をしなければならない。

船舶国籍証書が毀損した場合…船舶所有者は、毀損の事実を知った日から 2 週間以内に船籍港を管轄する管海官庁に書換申請をしなければならない。

(船舶国籍証書の再交付について)

船舶国籍証書が滅失した場合…船舶所有者は、滅失した事実を知った日から 2 週間以内に船籍港を管轄する管海官庁に再交付申請をしなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者が抹消登録を申請しなければならない場合について (法 14 条)

解答例

船舶が

滅失したとき
沈没したとき
解撤されたとき
国籍喪失したとき
3ヶ月存否不明となったとき

船舶法第 20 条に掲げる船舶になったとき

(-1 総トン数 20 トン未満となったとき又は -2 端舟ろかい舟になったとき
(独航機能撤去。))

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶を譲り受けた場合の手続きについて
(法 10、11 条 則 25、31、35 条 登則 1、2、18 条)

解答例

譲受人（登記権利者）は

譲渡人（登記義務者）と共同して
船籍港を管轄する登記所に所有権移転の登記申請を行う。

新たな所有者（譲受人）は
船籍港を管轄する管海官庁に
変更登録申請を行う。
変更登録申請には、船舶登記簿謄抄本又は登記済証を添付
変更登録申請と同時に船舶国籍証書書換申請を行う。
(書換前の)船舶国籍証書を返還

問 仮船舶国籍証書の有効期間及びその失効する場合について
(法 17、18 条 則 38 条)

解答例

(仮船舶国籍証書の有効期間)

外国で交付する場合、1年以内
日本で交付する場合、6ヶ月以内

なお、船籍港に回航する場合は、到達する期間を標準とする。その他の場合には、船舶国籍証書の交付を受けるまでの期間を標準とする。

また、「やむを得ない場合」は、延長することができる。

(仮船舶国籍証書が失効する場合)

、 のいずれの場合も有効期間満了により失効する
船籍港に到着すると有効期間満了前であっても失効する

船舶安全法

問 船舶安全法の主旨について (第1条)

解答例

日本船舶は本法に依り其の堪航性を保持し且人命の安全を保持するに必要なる施設を為すに非ざれば之を航行の用に供することを得ず

問 法第5条に定められているそれぞれの検査について (第5条を説明)

解答例

定期検査、中間検査など

問 船舶検査証書に記載されている航行上の条件について (第9条を説明)

解答例

航行区域、最大搭載人員など

問 法第5条の検査を省略する制度について

(第6条第3項・第6条の4第1項について説明)

解答例

予備検査

型式承認

問 船級の登録が行われている船舶の取扱いについて (第8条を説明)

解答例

旅客船以外の船舶は、管海官庁の検査に合格したとみなされる。

船員法

問 船員手帳の各手続きについて（則第31条・則第32条・則第34条）

解答例

- ・再交付の申請をしなければならない
- ・船員手帳の余白がなくなったとき又は船員手帳の有効期間が経過したとき。
- ・船員手帳に記載した本人氏名又は本籍に変更があったとき。

問 法第19条の船長が国土交通大臣に報告しなければならない事項について

（法第19条）

解答例

1. 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
2. 人命又は船舶の救助に従事したとき。
3. 船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
4. 予定の航路を変更したとき。

問 船員法における「海員」及び「予備船員」の定義について

（法第2条・法第2条）

解答例

海員 船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対象として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

予備船員（船員法第1条に規定する）船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。

問 雇入契約の各手続き等について（法第37条・法第41条・法第43条）

解答例

相続その他の包括承継の場合を除く

船舶所有者による公認申請

1. 船員が著しく職務に不適任であるとき。
2. 海員が船長の指定する時までに船舶に乗り込まないとき。
3. 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
4. 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

問 有給休暇の付与関係について（法第77条）

解答例

労働協約

問 法第84条の未成年者が船員となるときの許可について（法第84条）

解答例

法定代理人

問 法第106条の権限をもつ者について（法第106条）

解答例

船員労務官

船舶職員及び小型船舶操縦者法

問 海技免許を与えない場合について（法6条1項）

解答例

1 8歳に満たない者等

問 海技免状の有効期間について（法7条の2-1項）

解答例

5年

問 免許講習の種類について（施行規則3条の2）

解答例

レーダー観測者講習 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習
救命講習機関救命講習 消火講習 航海英語講習 上級航海英語講習
機関英語講習 上級機関英語講習

問 海技試験における筆記試験合格（免除）の有効期間について

（施行規則52条、108条）

解答例

海技試験にあっては、筆記試験合格日から15年

問 海技免状の有効期間の更新について（施行規則9条の5-1項）

解答例

当該海技免状の有効期間が満了する日以前1年以内

問 海技免状の更新の要件について（法7条の2-3項）

解答例

身体適性基準を満たす
乗船履歴、同等業務経験の認定又は更新講習の修了

問 海技免状の更新のために必要な乗船履歴について（施行規則9条の3）

解答例

1年以上

問 法でいう船舶職員の種類について（法2条2項、3項）

解答例

船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士

問 海技免状の失効再交付の要件について (施行規則 9 条の 6、9 条の 7)

解答例

身体検査基準を満たしていること

失効再交付講習を受講すること

問 海技士国家試験の手数料の納付方法について (施行規則 143 条 9 項)

解答例

手数料に相当する額の収入印紙を貼付した納付書を提出する